契　約　書　（案）

支出負担行為担当官　大阪管区気象台長　佐藤　豊（以下「発注者」という。）と、○○株式会社○○支店　支店長　○○　○○（以下「受注者」という。）は、下記のとおり契約を締結する。

記

１．契　約　件　名　　速度型地震計購入

２．品名及び仕様　　別紙、規格書のとおり

３．契　約　金　額　　円

（うち消費税及び地方消費税額　　円）

４．納　入　場　所　　別紙、規格書のとおり

５．納　入　期　限　　令和9年3月26日

６．契約保証金　　免除

７．代金支払方法　　検査合格後１回払

８．その他の条件　　後記記載条件による

上記契約締結の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

（発注者）　大阪市中央区大手前４丁目１番７６号

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長　佐藤　豊

（受注者）　○○市○○町

○○株式会社○○支店

支店長　　○○　○○

（契約の内容）

第１条　受注者は、この契約書及び仕様書に定める契約物品を納入期限までに納入し、発注者は、その代金を受注者に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、受注者に支払われる代金の金額とする。

（物品納入期限及び延滞料）

第３条　物品の納入は期限内に履行しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注者と受注者とが協議の上、延期することができる。この場合受注者は納入の遅延が予想されたときは、すみやかに発注者に協議を求めなければならない。

２　前項の協議は、文書をもって行うものとする。

第４条　物品の納入日は、第７条の検査を完了した日とする。

第５条　受注者が、発注者の認める正当な理由なく物品の納入を遅らせたときは、発注者は納入期限の翌日から起算して納入当日まで、契約金額に対し年３．０パーセントの割合で延滞料を徴収する。

２　分割納入の場合は、契約単価に遅延した数量を乗じたものを、延滞料の計算根拠とする。

（物品納入費用等）

第６条　物品納入に要する一切の費用は、発注者が負担する特約をした場合を除き、すべて受注者の負担とする。

（物品の検査）

第７条　発注者は、受注者が納品書を提示して物品を納入してから１０日以内に検査を完了しなければならない。

第８条　第７条の検査に、通知したにもかかわらず受注者が立ち会わないときは、発注者は単独に検査を実施し、その結果を受注者に通告するものとする。

２　前項の場合は、発注者の検査結果に対し受注者は不服を述べることができない。

第９条　検査の結果、納入物品の全部若しくは一部に不合格品を生じたときは、発注者は受注者に対しすみやかに不合格品を引き取らせ、代品（補修可能の場合は補修によるものを含む。次項において同じ。）の納入期限を定め通告しなければならない。

２　前項により通告した代品の納入期限に遅れたものに対する延滞料については、第５条の規定を準用する。この場合の期間の計算は、通告した代品納入期限の翌日から起算して代品納入当日までとする。ただし、発注者において受注者が故意に不合格品を納入したと認めたときは、頭書記載の納入期限の翌日から起算する。

（代金の支払い及び遅延利息）

第10条　受注者は、第７条の検査に合格したときは、書面をもって代金の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に代金を支払わなければならない。

第11条　発注者の責めに帰する事由により、前条第２項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任）

第12条　受注者は、目的物について契約不適合責任を負うものとする。

２　発注者は、契約の内容に適合しないことを発見した場合は１年以内に契約不適合である旨を受注者に通知し、期間を定めて修補又は代替物の引渡しなど、履行の追完を請求することができる。

３　発注者は、前項の履行の追完に代えて又は追完と共に、受注者に対し損害賠償請求、契約の解除、代金減額請求を行うことができる。

（危険負担）

第13条　物品の検収以前に生じた物品の亡失、変形、消耗、破損等による損失はすべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失による場合はこの限りではない。

（契約の解除）

第14条　次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は受注者に対し、契約の全部又は一部を解除することができる。

一　契約締結に際し、受注者に不正があったとき。

二　受注者の責めに帰する事由により、発注者において契約完了の見とおしが立たないと認めたとき。

三　受注者若しくはその代理人又は使用人に不正があり、あるいは発注者の指示に従わないとき。

四　受注者が第７条に定める発注者の検査を拒否し、あるいは執行を妨げ、又は不正が発見されたとき。

五　不合格品に対し代品の納入を命じ、再び不合格品を納入したとき。

六　受注者が解約を申し出たとき。

七　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　本業務を実施するために必要となる資機材等の調達、その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を本業務を実施するために必要となる資機材等の調達、その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

八　発注者の都合により、契約の解除を必要とするとき。

第15条　契約の解除を申し込む場合は、文書をもってしなければならない。

（違約金）

第16条　発注者は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が第１４条第一号から第七号までの規定に該当するときは、解除部分に対する契約金額の１０分の１に相当する金額を受注者から違約金として徴収するものとする。ただし、同条第六号による受注者の解約の申し出が、発注者の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 17 条　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受

注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、第１項の納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第18条　受注者は、この契約が第１４条第六号（発注者の責めに帰する事由による場合に限る。）又は同条第八号により契約が解除された場合で、受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

（権利義務）

第19条　受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を、発注者の承諾なく第三者に譲渡又は承継させてはならない。

（機密保持）

第20条　受注者は、本契約中に知ることのできた発注者の業務上の秘密を第三者に漏洩又は他の目的に利用してはならない。

（その他）

第21条　この契約において、定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定める。

第22条　この契約に関する訴訟は、大阪地方裁判所を管轄裁判所として行うものとする。